

ご存知ですか？フロン法の改正について

フロン類の確実な回収や処理を目的にしている「フロン回収・破壊法」が改正され、フロン類に係るすべての主体に対して取組を促していく「フロン排出抑制法」として2015年4月に施行されました。これに伴い、

業務用の冷凍冷蔵機器や空調機器を所有(管理)している方は、『定期点検』などに取り組むことが義務付けられました。

● 法改正の目的

高い温室効果を持つフロン類(HFC等)の機器使用時の排出(漏えい)が、10年後には現在の2倍以上となる見通しです。

このような状況を改善していくため、フロン類の製造から廃棄までのライフサイクル全体を見据えた包括的な対策を講じることとなりました。

● 改正内容

1. 機器の簡易点検・記録簿の記載(3ヶ月毎)が義務付け。
(一定規模以上の大型機器※1は、専門家の定期点検【年1回以上※2】が必要)
2. 機器へのフロン類の充填は修理後が原則。
3. 多量に※3フロン類を充填した場合は、国に報告が必要。

(注) 機器の管理が著しく不十分な場合、知事の指導や命令、罰則(50万以下)の対象となることがあります。

※1: 圧縮機の出力が7.5kW以上の機器。

※2: 圧縮機の出力が7.5~50kWのエアコンは3年に1回以上。

※3: 事業者全体でのフロン類の算定漏えい量が各1000 CO₂-トン 以上の場合。

● 対象機器(一例)



業務用冷蔵庫
業務用冷凍冷蔵庫



冷蔵ショーケース
冷凍ショーケース



製氷機



蓄冷剤凍結庫



パッケージエアコン



プレハブ冷蔵庫

□これらの他にも規制対象の機器には、「冷水機」や「工業用の大型冷凍機」などがあります。

□所有機器がこの法律の対象となるか不明な場合は、機器メーカーやご購入先へお問い合わせ下さい。

● 管理者が取り組むべき事項は？

管理している第一種特定製品（機器）の規模によって、次のように「**機器の定期点検**」「**点検の記録・記録の保存**」等が順守事項となります。

	機器の点検	点検の記録	記録の保存	漏えい量の報告
全ての機器の 管理者	簡易定期点検	○	○ (機器を廃棄するまで記録も保存)	○ (1事業者1,000CO ₂ -トン以上漏えいの場合)
一定規模以上の 管理者	簡易定期点検＋有資格者の定期点検			

● 点検ってどんな内容？

点検には「**定期点検**」「**簡易定期点検**」の二種類があり、**管理者**に求められる点検の内容の詳細は、次のとおりとなります。

点検種別	対象機器と規模	点検方法	点検頻度	
簡易定期点検	全ての機器	目視確認等 ・製品からの異音 ・製品外観の損傷、腐食、錆び、油にじみ ・熱交換器の霜付き等	四半期ごと (季節ごとの運転切り替えなどを考慮した点検)	
	空調機器	50kW以上 (中央方式エアコン等)	有資格者による ①目視確認等 ②間接法 ・機器の運転状況などから判断 ③直接法 ・発泡液で確認 ・蛍光剤で確認等	年に1回
		7.5～50kW (ビル用マルチエアコン等)		3年に1回 注1
冷凍機器 冷蔵機器	7.5kW以上 (冷凍冷蔵ユニット等)	年に1回		

注1 3年に1度以上の定期検査とは、法施行後3年の間に1回以上の点検を言います。このため、法施行初年度に当該規模の機器の点検を一度に行う必要はありません。計画的な実施をお願いいたします。

● 点検の記録と保存

点検の記録は、**該当する機器ごとに必要**となります。

〔記録事項〕

- ✓ **管理者**・点検実施者・修理実施者・**第一種フロン類充填回収業者**※4の名称・氏名
- ✓ 点検を行った機器の設置場所及び当該機器を特定するための情報
- ✓ フロン類の初期充填量
- ✓ 点検・故障時に係る修理の日時及び内容・結果
- ✓ 充填・回収の日時及び充填・回収したフロン類の種類・充填量・回収量

〔記録の保存期間〕

〔点検記録簿の例〕

当該機器の廃棄まで保存。 国から点検記録簿のひな型が公開されています。

※4: 法施行と同時に、現行の「第一種フロン類回収業者」は、次の業者登録の更新まで充填行為が可能な「第一種フロン類充填回収業者」にみなされます。

● フロン類の漏えいが確認されたら（機器の整備）

管理者は、**可能な限り速やかに漏えい個所を特定**し、修繕を行います注2。

フロン類の充填や回収は、都道府県知事の登録を受けている「**第一種フロン類充填回収業者**」が行います。

修繕終了を確認する際、フロン類の「**回収証明書**」や「**充填証明書**」を受け取り、保管するようにしてください。

【整備の流れの例】

第一種特定製品の**管理者**

費用負担

依頼

→

←

整備（修繕）

第一種特定製品の**整備業者**

充填証明書・回収証明書

依頼

→

←

フロン類充填・回収

第一種フロン類**充填回収業者**

充填証明書・回収証明書

注2 漏えい個所の修繕が完了しない状況での充填は禁止されています。



大和冷機工業株式会社